奈良市議会基本条例の一部を改正する条例

奈良市議会基本条例(平成25年奈良市条例第42号)の一部を次のように 改正する。

目次中「第34条」を「第34条・第35条」に改める。

前文中「推進し、市民の」を「推進し、もって市民の」に、「少子高齢化社会の到来」を「更なる少子高齢化社会の進行」に、「監視と」を「監視及び」に、「、政策提言等」を「及び政策提言」に、「議会づくり」を「議会」に改める。 第3条第1号中「政策決定」を「意思決定」に改める。

第6条第1号及び第2号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第4号中「重んじなければならない」を「重んじること」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「説明する責務を有する」を「説明責任を果たすこと」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市政の課題について政策立案及び政策提言に取り組むこと。

第7条第1項中「委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)」を「常任委員会及び議会運営委員会」に、「その所管」を「各所管」に改め、「関する調査」の次に「(以下「所管事務調査」という。)」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「委員会」の次に「(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「各所管に属する事務に関する調査を行うよう努める」を「所管事務調査を行う」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別委員会は、特定事件の審査又は調査の充実を図ることにより、その機 能が十分に果たされるよう努めるものとする。

第8条第1項中「議会活動を行うため、」を「議会における活動を円滑に行うため、基本的政策が一致する議員で構成する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「政策決定、政策立案」を「意思決定、政策立案及び政策提言」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条中「市の」を削り、「その」を「議決の」に、「対し説明する責務を有する」を「対して説明責任を果たすものとする」に改める。

第10条第3項中「議案等」を「、議案等」に改める。

第11条第1項中「歩み、市民に」を「歩む」に改め、同条第3項中「議会の」を「議会は、議会の」に、「については」を「について」に改める。

第12条第1項中「意思を議会活動」を「多様な意思を市政」に改め、同条 第2項中「、専門的知見等」を削り、「政策的識見等」を「市民の多様な意見」 に改める。

第15条中「執行の」を「執行について」に、「、政策提言等」を「及び政策 提言」に改める。

第16条第2項中「又は質問」を「及び質問」に改め、「議長又は委員長の許可を得て」を削り、「するため」の次に「、議長又は委員長の許可を得て」を加える。

第17条の見出し中「評価等」を「評価」に改め、同条第1項中「適正かつ公平」を「公平かつ適正」に改める。

第18条第1項中「応じ、」を「応じた」に改める。

第19条の見出し中「説明」を「説明資料」に改める。

第20条中「に基づき議会」を「の規定に基づき、議会」に、「条例で別に」 を「別に条例で」に改める。

第21条第1項中「議長が別に定める様式により文書で」を「文書による」 に改め、同条第3項中「前2項の文書による質問及び回答は、」を「議長は、前 2項の規定による質問及び回答を」に改める。

第22条第1項中「政策形成、政策立案等」を「政策立案及び政策提言」に 改め、同条第2項中「や市民等を招いて議員研修」を「、市民等を招いて、議 員研修」に改め、同条第3項中「議員にこの条例の理念を」を「この条例の理 念を議員に」に改める。

第23条第1項中「積極的な議員間の」を「議員間の積極的な」に改め、同 条第2項中「、政策提言等」を「及び政策提言」に改める。

第25条中「政策の重要案件」を「重要な政策等」に改める。

第26条中「充実する」を「充実させる」に改める。

第27条第2項中「分かりやすい」を「開かれた」に改める。

第29条中「機能の強化及び組織体制の整備に努める」を「体制を整備し、 その機能を強化する」に、「、政策提言等」を「及び政策提言」に、「調査」を 「調査機能」に改める。

第31条第1項中「からだけでなく」を「のみならず」に、「代表」を「代表機関」に改め、「市民の」の次に「多様な」を加え、同条第3項中「条例の」を「条例で」に改める。

第32条第2項中「条例の」を「条例で」に改める。

第33条第1項中「政策形成能力」を「政策立案及び政策提言に係る能力」 に改め、「及び政策提言等」を削る。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 議長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会改革推進特別委員会において見直しを行い、文言の整合を図る等所要の 改正を行おうとするものである。